



生活支援コーディネーター

だより



編集・発行：社会福祉法人
有田市社会福祉協議会
生活支援コーディネーター
令和6年2月号 No.4

☆12月も 第4月曜日 に「生活支援コーディネーターカフェ」開催しました！
ご参加いただいた皆さん、ありがとうございます。

1人でも気軽に寄れる場が欲しいとの声を多数いただき、11月より『生活支援コーディネーターカフェ』として開催したくさんの方にご参加いただきました。

これまで皆さんから教えていただいた貴重なご意見は、生活支援コーディネーターとして関連機関やさまざまな団体等と連携し、解決に向けた仕組みについて一緒に考え、サポートさせていただきます。



12月開催の様子

＜今後の予定＞



2月26日(月)

14:00～15:30

場所：宮原さん家

お茶、お菓子準備しています

参加費：100円



3月25日(月)

14:00～15:30

場所：宮原さん家

おやつ作り【予定】

参加費：100円



過去の開催の様子はコチラ↑
社協ホームページをご覧ください☺

※開催場所等について変更がある場合は、社協HPにてお知らせさせていただきます。

☆スマホ講座@宮原町 開催のお知らせ

宮原町において、大学生と交流しながら学ぶシニア世代向けスマホ講座を開催いたします。スマートフォンの基本操作、日頃のスマホ操作での困りごとなどなんでもお気軽にご相談ください。

身近な人と手軽に「つながる」手段を一緒に増やしませんか？

開催日時：令和6年2月8日(木)

【1部】10:00～ 【2部】11:00～

場 所：須谷会館(宮原町須谷296-1)

申し込み：有田市地域包括支援センター

☎0737-22-3540 (直通)

定 員：16名(各8名) ※先着順となります。

ご自分のスマートフォンをご持参ください。



▲初島公民館でのスマホ講座の様子

【お問い合わせ】

社会福祉法人 有田市社会福祉協議会 担当：林
〒649-0432 有田市宮原町東 215(福祉館なごみ内)
TEL:0737-88-2750 FAX:0737-88-2033



ご納税はキャッシュレス納付で！



キャッシュレス納付の3つのメリット！

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能！
- ✓ PCやスマホで簡単手続き！
- ✓ 現金の準備が不要！

振替納税（口座振替）



詳しくはこちら

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引落としにより納付する方法です。

※ 事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出する必要があります。
e-Taxによる提出も可能です。

ダイレクト納付



詳しくはこちら

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落としにより納付する方法です。

※ 事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出する必要があります。
個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。

スマホアプリ納付



詳しくはこちら

スマートフォン決済専用のWebサイト（国税スマートフォン決済専用サイト）へアクセスし、Pay払いで納付する方法です。

クレジットカード納付



詳しくはこちら

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、クレジットカードにより納付する方法です。

インターネットバンキングによる納付



詳しくはこちら

インターネットバンキング口座から納付する方法です。

※ 事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行う必要があります。

インボイスについては、インボイス制度説明会へ！

① 説明会・相談会の主な内容

- ・ インボイス制度の内容（基本的な仕組みや概要）
- ・ 登録申請手続の方法、消費税の確定申告の事前準備方法など

当日、登録申請手続を希望される「個人事業者」の方は、「スマートフォン」「マイナンバーカード(パスワード含む)」をご持参ください。
なお、スマートフォンをお持ちでない方は、書面による登録申請も出来ますので、ボールペン等の筆記用具をご持参ください。
※ e-Taxを利用されたことがある方は、利用者識別番号(パスワード含む)もご用意ください。

② 説明会・相談会の開催日程

開催年月日	時間	開催場所	定員	予約窓口
令和6年2月21日	14時～15時	〒643-0004 湯浅町湯浅2430-77	20名	湯浅税務署 個人課税部門 0737-63-5403 ※事前予約は、開催日の 1週間前まで 受付
令和6年3月27日	10時～11時	湯浅納税協会 3階 会議室		

※ なお、個別のご質問につきましては、時間の都合上、当日お受けすることができません。
登録要否や個別・具体的なお相談については、後日、事前予約の上、ご来署いただきますようお願いいたします。

【予約窓口：湯浅税務署個人課税部門 0737-63-5403】

〈新型コロナワクチン接種をご希望の方へ〉

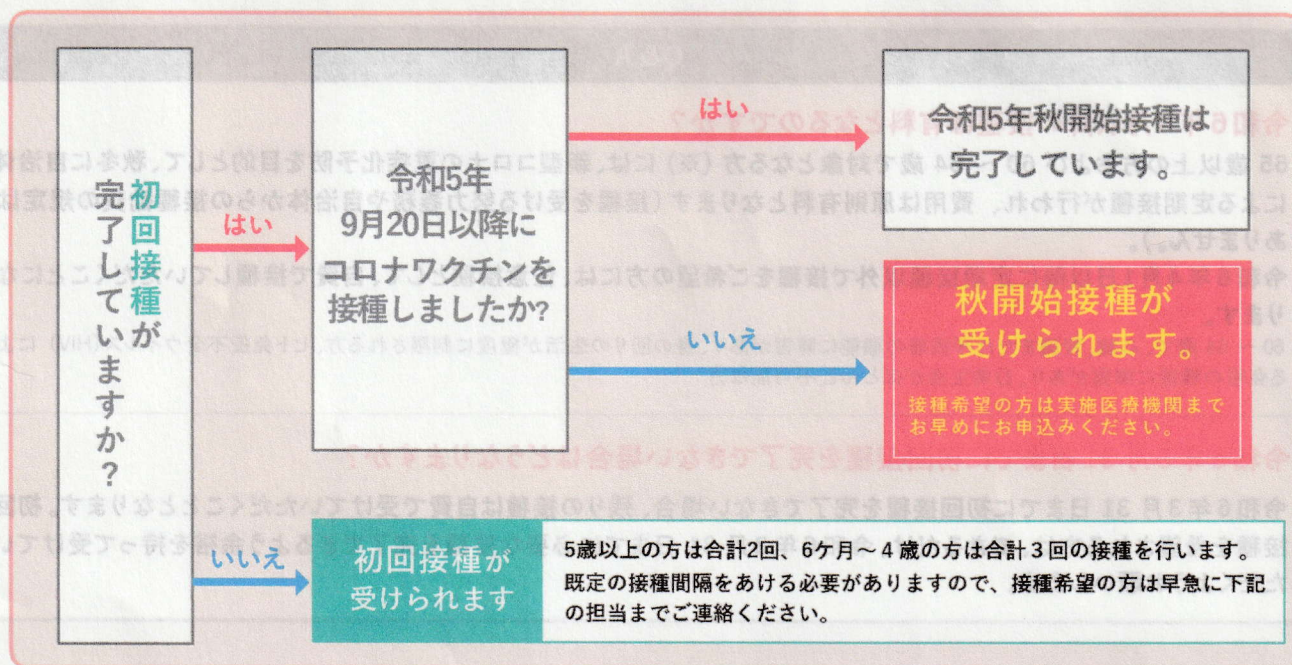
新型コロナワクチンの全額公費による接種は

令和6年3月31日で終了します

オミクロン株(XBB.1.5) 対応ワクチンの接種対象

- **令和5年秋開始接種**として令和5年9月20日から令和6年3月31日まで、生後6か月以上のすべての方に対して、新型コロナのオミクロン株(XBB.1.5)に対応したコロナワクチン接種を実施しています。
- 新型コロナワクチンの全額公費による接種は、初回接種、秋開始接種ともに**令和6年3月31日**で終了します。接種をご希望の方は、期間内に余裕を持って受けてください。

〈令和5年秋開始接種の対象となる方〉



- 令和6年4月1日以降は、65歳以上の方および60～64歳で対象となる方(※)には、秋冬に自治体による定期接種が行われます(一部自己負担あり)。
- また、定期接種対象外の方も任意接種として、自費で接種していただけます。

(※) 60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

〈裏面もご覧ください〉

【担当窓口】有田市 健康推進課 健康企画係 (ワクチン担当)

電話：0737-82-5360 (平日 8:30～17:15)

XBB.1.5 対応ワクチンの 安全性

- ファイザー社、モデルナ社、第一三共社のXBB.1.5対応ワクチンについて、各年齢において、下記のような副反応が報告されています。また、頻度は不明ですが、重大な副反応としてショック、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎が知られています。

発現割合	症 状				
	ファイザー社のワクチン			モデルナ社のワクチン	第一三共社のワクチン
	6か月～4歳	5～11歳	12歳以上	6か月以上	12歳以上
50%以上	易刺激性※1	疼痛※2、疲労	疼痛※2、頭痛、疲労	疼痛※2、頭痛、疲労、易刺激性・泣き※1、注	疼痛※2、倦怠感
5～50%	疼痛※2、発赤・紅斑、腫脹※3、傾眠※4、頭痛、食欲減退、下痢、嘔吐、筋肉痛、疲労、発熱、悪寒	発赤・紅斑、腫脹※3、頭痛、下痢、筋肉痛、関節痛、悪寒、発熱	腫脹※3、発赤・紅斑、下痢、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、発熱	傾眠※4、注、食欲減退注、腫脹・硬結※5、発赤・紅斑、悪心・嘔吐、筋肉痛、関節痛、リンパ節症※6、悪寒、発熱	熱感、腫脹※3、紅斑、そう痒感、硬結、頭痛、筋肉痛、発熱、遅発性反応※8、リンパ節症※6、発疹、腋窩痛
1～5%	関節痛	嘔吐		遅発性反応(疼痛・腫脹・紅斑等)※7	

注：生後6か月～5歳のみ

※1 易刺激性：機嫌が悪い ※2 疼痛：注射部位の痛み ※3 腫脹：注射部位の腫れ ※4 傾眠：眠たくなる様子

※5 腫脹・硬結：注射部位の腫れ、固くなること ※6 リンパ節症：注射部位と同じ側の腋の腫れや痛み ※7 遅発性反応：接種後7日目以降の痛みや腫れなど

※8 遅発性反応：接種後7日目以降に現れる紅斑、腫脹、そう痒感、熱感、硬結、疼痛

出典：添付文書(コナチエ筋注6か月～4歳用、コナチエ筋注5～11歳用、コナチエ RTU 筋注、スパイクバックス筋注(1価：オミクロン株XBB.1.5)、ダイチロナ筋注(XBB.1.5))

Q&A

Q. 令和6年4月以降の接種は有料となりますか？

A. 65歳以上の方および60～64歳で対象となる方(※)には、新型コロナウイルスの重症化予防を目的として、秋冬に自治体による定期接種が行われ、費用は原則有料となります(接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨の規定はありません。)

令和6年4月1日以降に定期接種以外で接種をご希望の方には、任意接種として、自費で接種していただくことになります。

(※) 60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

Q. 令和6年3月31日までに初回接種を完了できない場合はどうなりますか？

A. 令和6年3月31日までに初回接種を完了できない場合、残りの接種は自費で受けていただくこととなります。初回接種を希望される方は、できるだけ、令和6年3月31日までに必要な接種を完了できるよう余裕を持って受けていただくようお願いします。

◎ワクチンを受けるにはご本人または保護者の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人または保護者の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

臨時接種および定期接種ではない場合(任意接種の場合)には、予防接種健康被害救済制度ではなく、医薬品副作用被害救済制度の対象となります。申請に必要な手続きなどについては、医薬品医療機器総合機構(PMDA)にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索

